

那智勝浦町老人医療費支給条例施行規則

昭和 58 年3月 29 日規則第3号

改正

平成 14 年6月 20 日規則第 15 号

平成 23 年3月 31 日規則第 10 号

平成 26 年3月 31 日規則第 10 号

那智勝浦町老人医療費支給条例施行規則

那智勝浦町老人医療費支給条例施行規則(昭和 45 年規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那智勝浦町老人医療費支給条例(昭和 48 年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 条例第3条の規定による対象者は、次項及び第3項に定めるものとし、和歌山県老人医療費補助金交付要綱に定める規定によるものとする。

2 老人が、次の各号に該当するときは、その年の8月から翌年の7月まで(新たに対象となった場合にあってはそのときから次の7月までとし、対象とならなくなった場合にあっては対象とならなくなった月まで)の間、当該老人を対象者とする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による医療の給付を受けることができないとき。

(2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けていないとき。

(3) 老人及びその者と同一の世帯に属する者(以下これらを「世帯員」という。)が市町村民税を課されていないとき。

(4) 世帯員の前年の収入金額の合計額が 100 万円(世帯員の数が2人以上である場合にあっては、100 万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき 40 万円を加算した金額)を超えないとき。

(5) 老人の金融資産が 350 万円を超えないとき、かつ、世帯員の金融資産の合計額が 350 万円に世帯員の数に乗じて得た額を超えないとき。

(6) 世帯員が活用できる資産を有していないとき。

(7) 老人が、その者と同一の世帯に属する者以外の者から扶養を受けていないとき。

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める要件のうち、同項第3号から第7号までに該当しない場合であって、次の各号に掲げる特別な事情により当該老人が自己負担医療費を負担することが困難であると町長が特に認めるときは、当該老人を対象者としてすることができる。

- (1) 老人又はその属する世帯の生計を主として維持するもの(以下「生計中心者」という。)が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 生計中心者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 生計中心者の収入が、事業の休廃止、事業による著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (4) 生計中心者の収入が、干ばつ、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。

(受給者証の交付申請)

第3条 条例第7条第1項の規定による受給者証の交付を受けようとする者は、老人医療費受給者証(交付・更新)申請書(様式第1号。以下「受給者証申請書」という。)&及び収入等申告書(様式第2号。以下「申告書」という。)に同条の受給資格者に該当することを明らかにすることができる老人に係る医療保険各法に基づく被保険者証若しくは組合員証及び前条の規定に該当することを証する書類を添えて町長に申請しなければならない。

(受給者証の交付)

第4条 受給者証申請書を受理した町長は、申請者が条例第6条に定める受給資格者に該当すると認めるときは、条例第7条第1項により受給者証を交付するものとする。

2 町長は、受給者証申請書の添付書類により証明すべき事実を公簿等において確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、受給者証の有効期間が満了した場合には、当該受給者証を直ちに町長に返還しなければならない。

(支給申請)

第5条 条例第5条第1項の規定による支給の申請は、老人医療費支給申請書に医療機関等の発行する領収書等を添えて行うものとする。

2 条例第5条第2項の規定による医療費の支給を受けようとする医療機関等は、次に掲げる請求区分に応じ、町長に請求するものとする。

(1) 和歌山県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金を経由し、診療報酬請求書にて請求するものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、老人医療費請求書(様式第3号)にて請求することもできるものとする。

(医療費の支給)

第6条 医療費は本人、又は同居の親族並びに町長が適当と認めた者に支払う。

(未支給医療費の支給)

第7条 支給を受くべき対象者が死亡したときは、その葬祭を行った同居の親族又は、町長が適当と認める者が未支給医療費の支給を受けることができる。

(受給者証の更新申請)

第8条 受給者は、毎年7月1日から7月31日までの間に受給者証申請書及び申告書に受給資格者であることを明らかにすることができる老人に係る医療保険各法に基づく被保険者証又は組合員証及び規則第2条に定める規定に該当することを証する書類を添えてこれを町長に提出して受給者証の更新を申請することができる。

2 第4条の規定は、前項の規定による受給者証の更新申請があった場合について準用する。

(受給者証の再交付)

第9条 受給者は、受給者証を破損し又は紛失したときは、老人医療費受給者証再交付申請書(様式第4号)により、町長に再交付を申請することができる。

2 受給者証を破損した場合、前項の申請書には、当該受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後紛失した受給者証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

2 改正前の規則の規定に基づいて、適用日から施行日の前日までの間に支払われた医療費は、改正後の規則の規定によって支払われた医療費とみなす。

附 則(平成14年6月20日規則第15号)

1 この規則は、平成14年8月1日から施行する。

2 昭和10年7月31日以前に生まれた者の支給制限については、改正後の那智勝浦町老人医療費支給条例施行規則第2条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成23年3月31日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第10号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。